

## 論 説

# グローバル・ガバナンスと人間の安全保障

宮 脇 岑 生

## はじめに

近年「グローバル・ガバナンス」と安全保障という言葉が、国際社会や国内の政治や経済などいろいろな分野で頻繁に使われるようになりかなりの年月が過ぎている。そのような言葉が使用されるようになった要因には、次のような多種多様な背景がある。

- (i) 冷戦終焉による米ソ対決から世界の平和を求めて
- (ii) 新しい世紀を迎えて人類の平和と安定を求めて
- (iii) 9・11米中枢同時多発テロ事件後の国際社会における「新たな脅威」に対する世界の安全保障体制を求めて

さらに、グローバル・ガバナンスの問題がクローズアップされたようになった契機には、核兵器の拡散、環境の悪化、金融市場の一体化、人口増加、食糧危機など処理を誤れば世界全体に大きなダメージを与えるような問題領域の存在が明確に意識されるようになったことがある。

以上の背景の根底には、「宇宙船地球号」という言葉に示されるような世界全体が一つの運命共同体だという認識が現れており、全世界で生存し、共生するという目標を持ち、共同で規制し、管理し、協調して行動を進め

るという認識がある。

以下、本稿では国際政治の世界における安全保障とくに人間の安全保障の問題をグローバル・ガバナンスの視点から基礎的な理解を深めることを意図とし、内外の学説や調査および研究ができるかぎり多角的に紹介することを目的としてまとめたものである。この課題を検討するに際し、まず、関係する「ガバナンス」、「グローバリゼイション」および「グローバル・ガバナンス」さらに「安全保障」、「人間の安全保障」という言葉が多様に使われているのでこれらのことばの基本的概念についてふれておきたい。

## 1 ガバナンスとグローバリゼイションの概要

### (1) ガバナンスとは

1990年代以降「ガバナンス」あるいは「グローバル・ガバナンス」という用語が国際政治・経済の世界においてたびたび用いられている。このような傾向は、国際政治・経済の世界だけでなく法律をはじめ他の分野でも用いられている。

ガバナンスとは、本来どのような意味を持っているのであろうか。ウェブスターの辞典 (*Webster's New Universal Unabridged Dictionary*) によると、ガバナンス (governance) は、次のように記述されている。1. government; exercise of authority; control 2. a method or system of government or management。この記述によるとガバナンスは、政府あるいは統治と同義語であり、また統治や管理あるいは運営をするための諸ルールの体系であることが理解される。ガバナンスに関して先駆的な学者であるJ. ローズノー (James N. Rosenau) によれば、ガバナンスという言葉はギリシャ語のkybenanとkybernetesに由来しているという。前者は「操縦する」(to steer) という意味であり、後者は「パイロット」あるいは「舵手」ということであり、ガバナンスのプロセスとは、ある組織ある

いは社会が自らを操縦することである。その中心となるのはコミュニケーションであるという<sup>(1)</sup>。

「ガバナンス」についてふれるには、国際政治・経済における変化の意味、秩序とは何か、ルールと秩序は同じであるのか、秩序を維持するにはどのようにしたらよいのかといった国際政治・経済上のいろいろな問題を検討する必要がある<sup>(2)</sup>。

ガバナンスという用語それ自体からガバナンスの意味がただちに明らかになるわけではない。ガバナンスという言葉は、中井愛子氏によれば、他の多くの言葉の概念と同様にそれ自体に具体的な実態があるわけでなく、その内容とするものによって決定される「かばん語 (mot-valise)」となっているためであろう。この“かばん語”という言葉は、二語以上の言葉を圧縮して作られる造語をさすが、現在のフランス語においては抽象的な言葉にいろいろな意味を付して使用する哲学的傾向を批判する意味で使われることも多い<sup>(3)</sup>。したがって、ガバナンスにどのような意味が含まれているかは各論者によって異なってくる。

ガバナンスという用語について、さらに注目されるものとして、碓氷尊筑波大学名誉教授・国連大学高等研究所教授の見解を紹介しておきたい。世界最大のオックスフォード英語辞典によると「ガバナンス」は「賢明なセルフ・コントロール」を意味する古語であり、長い間死語扱いされていたが、1990年代に入って、社会秩序の「間主觀的」な性質を強調する社会システム論や国際政治学の「構築主義」派によって復活させられた。単に「統治」という訳語を当ててはこのポストモダニスティックな再生語の含蓄は失われてしまう。交渉論で「協創」という新造語が使われるのと同様に、多レベルの参加型統治活動をあらわすのには「協治」という新造語が最もふさわしいと思われる、と述べている<sup>(4)</sup>。

また、このガバナンスという用語について、1995年の国連グローバル委員会報告書の第一章では、次のように述べている。「ガバナンスというの

は、個人と機関、私と公とが、共通の問題に取り組む多くの方法の集まりである。相反する、あるいは多様な利害関係の調整をし、協力的な行動をとる継続的プロセスのことである。承諾を強いる権限を与えられた公的な機関や制度に加えて、人々や機関が同意する、あるいは自らの利益に適うと認識するような、非公式の申し合わせもそこには含まれる。」（グローバル・ガバナンス委員会（京都フォーラム監訳）『地球リーダーシップ——新しい世界秩序をめざして』NHK出版 1995年 p.28-29 (Commission on Global Governance, *Our Global Neighbourhood: The Report of the Commission on Global Governance*, Oxford: Oxford University, 1995) と記述されている。

さらに、同報告書の日本語版への序文の中で、緒方貞子委員は、次のように述べている。

「委員会は、そのはじめにおいて、名称の論議にかなりの時間をかけることになりました。つまり、日本語ばかりでなく、フランス語にもすぐ翻訳することの出来ない“ガバナンス”という言葉をどう規定するかということです。“ガバナンス”は“統治”ではありません。しかし“統治”とは無関係ではありません。私なりの理解では、“統治”と“自治”的統合の上に成り立つ概念が“ガバナンス”です（同上書 p.4-5）。

委員会が目指すところは、本報告書を通じて、読者が“ガバナンス”的論理を理解し、“統治”と“自治”的原則の上に立った新たな世界作りの探求に乗り出すことです。新しい世界は、少数のリーダーのみによって形成されるものではなく、また、権力にはむかう大衆によってうち立てられるものではありません。身近なもの同士の連帯感を世界的に広げ、その上に立つ連帯秩序を成立させる。これが委員会の願いであり、メッセージでもあります」（同上書 p.45）。

## (2) ガバナンス分析における問題点

次に、ガバナンスについて研究する領域がいかなるものであり、さらにどのような角度から研究が進められてきたかを簡単に紹介しておきたい。

ガバナンスを考えるべき領域として、第1に政府＝パブリック・ガバナンス、第2に市民社会（地域社会を含む）＝ソーシャル・ガバナンス、第3に市場＝マーケット・ガバナンス、第4に東アジア＝リージョナル・ガバナンス、第5に地球社会＝グローバル・ガバナンスなどがある。いずれの領域も相互に深く関連しており、たとえば地方政府／自治体は、パブリック・ガバナンスとソーシャル・ガバナンスの交差する点に位置するだけでなく、市場に対する規制や国際的な都市連携などを通じてその他のガバナンス領域とも接触がある<sup>(5)</sup>。

また、別の角度からの検討として、第1にグローバルなレベルから見るグローバル・ガバナンス論、第2に行政府や開発研究レベルから見る国家ガバナンス論、第3に組織レベルで見るコーポレート・ガバナンス論などがある<sup>(6)</sup>。

以上のように、ガバナンスを検討すべき領域は重層的であるが、本稿でふれるグローバル・ガバナンスは、国連や世界銀行などの国際機関や様々な国際的レジーム、有志国家連合、個々の国家などが、開発、環境、国際テロなど国境を越えた課題を含む人間の安全保障の問題をいかに全地球的に取り組むかということである。そこにはこのような課題に対して正当性のあるプロセスでルールの構築を行い、国際社会の進路をきめていくことが求められている。グローバル・ガバナンスの概念は、冷戦後の世界秩序を示すものとして注目されてきたが、今日の国際情勢を見ると、秩序維持におけるアメリカの対外政策に占める役割が大きく、その変化を理解した上で日本を含む各アクターのとるべき道も考えていく必要がある。

ガバナンス論について、いろいろな角度から論じてきたが、さらに別の角度から検討する領域がある。その主なものとして次のようなものがある<sup>(7)</sup>。

第1に、制度的ガバナンス論である。これはガバナンスを制度やルールと見なす考え方であり、オラン・ヤング (Oran R. Young) に代表される。

第2に、機能的ガバナンス論であり、ガバナンスが果たす機能を中心に論じられている。前記ローズノーさらにクリスチャン・レウス＝スミット (Christian Reus-Smit) がいる。

第3に、規範的ガバナンス論である。これには機能的ガバナンス論を発展させたガバナンス機構と人道的ガバナンス論がある。前者は国連を焦点にしており後述するグローバル・ガバナンス委員会がその代表例であり、後者は国際法学者のリチャード・フォーク (Richard Falk) である。

### (3) グローバリゼイションとは

第二の基本的用語として「グローバリゼイション」がある。グローバリゼイションという用語は、「グローブ」(globe) で「地球」または「球形」の形容詞である「グローバル」(global) から発生した言葉であり、「世界的」とも訳されている。この言葉は、1961年版の『ウェブスター』に掲載されたこと也有ったが、一般に広まったのは、1980年代後半からである。このグローバリゼイションという用語はきわめて新しい造語で、ハーバード・ビジネス・スクールの経営学名誉教授セオドア・レビット (Theodore Levitt) によって初めて使用されたとされている<sup>(8)</sup>。当初グローバリゼイションに関する文献は、経済学者の手になるものが多かったが、最近では国際政治学をはじめあらゆる分野で使われるようになっていく。これは経済集中の過程や各国の相互依存の深まりをみるようになった背景がある。すでに60年代から世界政治・経済の中で国民国家という枠組みが適切に機能するのかどうかについての研究も多数ある。

デヴィッド・ヘルド (David Held) によれば、「グローバリゼーション」とは、社会的相互作用の超大陸的なフローとパターンの規模と範囲が広がっているだけでなく、そのインパクトも強まっていることを表すもので

ある。人々の組織が遠距離のコミュニティと結びつき、世界のリージョンと大陸を越えて権力関係を広げているが、その程度に変化ないし変容が起こっていることを示している。」（デヴィッド・ヘルド『グローバル化と反グローバル化』日本経済評論社 2003年 p.5 David Held and Anthony McGrew *Globalization/Anti-Globalization* Polity Press 2002）ものである。

さらに『政治学事典』（弘文堂 2000年）によれば、グローバリゼイションについて、次のように記述されている。

「経済、政治、文化など様々な分野で、空間、時間が圧縮され、世界が一体化していくこと、またそのような意識が形成されることを言う。1980年代末から90年代にかけて一つの概念として、社会学、経済学、（国際）政治学、文化人類学など多くの学問分野で使用されるようになった。その背景には、政治学的に言えば、冷戦が終焉し、世界がイデオロギー、軍事、経済などで分裂していたことが終わったことがあり、またそれ以前から起きていた、情報・通信・運輸技術の急速な進歩により、モノ、カネ、ヒト、情報が国境を越えて行き交い、地球が一体化（unityとかglobalityという言葉が使われる）してきたという事象がますます顕在化したということがある。」（p.268）

グローバリゼイションという実態がいつから始まったかについては、学者により諸説あろうと思われる。古くは、古代シルクロードを通しての文明間交流があり、それをグローバリゼイションの萌芽とする見解もあり、近代国家の形成、大航海時代を経て帝国主義による世界的支配秩序をグローバリゼイションと見なす見解もある。また、20世紀に入って第1次世界大戦後の経済的拡張をグローバリゼイションとする見解もあり、さらに冷戦終結以降、1990年代になって特に情報通信技術のめざましい発展をもって真のグローバリゼイションとする見解もある。

グローバリゼーションという用語の背景について、一橋大学教授の伊豫谷登士翁氏は、次のように述べている。「戦後の世界は、南北問題と東西

冷戦体制という地政学的に二分されてきた。空間的対抗図式によって捉えられてきた。豊かな北と貧しい南の所得格差、社会主義の東と資本主義の西とのイデオロギー闘争という、地政学的な配分が交差しながら、国際政治の勢力バランスが構築されてきた。しかし南の国の中から工業化によってめざましい発展を遂げた新興工業国が現れ、東西を隔てていた壁が崩壊するなかで、変貌する時代を切り取る言葉としてさまざまな語が作りだされてきた。時代を切り取るキーワードとして頻繁に使われている「グローバリゼーション」もそうした造語の一つであるかもしれない。」さらに同氏は、グローバリゼーションの時代が近代にとって代わる歴史の発展過程としてあるわけでもないと述べ、D・ハーベイ (D. Harvey) のグローバリゼーションを捉える観点として、「過程 (process)」「状況 (condition)」「(ある特定の) 政治的企図 (political project)」をあげている（伊豫谷登士翁『グローバリゼイションとは何か』平凡社 2000年 p.16）。

グローバリゼイションは、現代社会における流通とネットワーク（遠距離通信・情報処理といったものだけでなく、麻薬なども含んだ）の時代に対応するものである。したがって、それは“国際化”という局面（19世紀における国民経済の出現と諸国民からなる共同体に体現される国際的諸関係のシステム）と、“超国家化”という局面（第2次世界大戦後、外国への直接投資の拡大や、国際的な遠距離通信やメディアの発達などが結びついて起きた現象）につづく新たな段階を画するものであろう<sup>(9)</sup>。

グローバリゼイションについては、すでにふれてきたように、長期的な世界史の過程で捉え直すという動きとおよそ1世紀前の現象との比較で理解するという見方がある。とくに、20世紀末から21世紀初頭にかけてのグローバリゼイションには、次のような特徴があるといえよう<sup>(10)</sup>。

第1に、遠隔地の間を高速度で移動するモノ、人、情報の「量」の飛躍的増大、

- 第2に、世界経済の相互依存の高密度化、
- 第3に、国際社会の行為主体（アクター）の増大と多様化、
- 第4に、グローバル・ガバナンスが求められる新しい領域、

## 2 グローバル・ガバナンスの概要

### (1) グローバル・ガバナンスの国際的背景

グローバル・ガバナンスという用語の内容についても他の用語と同じように論者によって異なる。この言葉が国際関係の分野で汎用されるようになったのは、1990年代になってからのことである。その根底には、前述のグローバリゼイションの項でもふれたのと同じような背景がある。グローバル・ガバナンスが国際社会において政策的にも、学問的にも広く使われるようになった背景について、中央大学法科大学院横山洋三教授は次のように説明しているので紹介しておきたい。

伝統的国際関係は、国家間関係であり、国家以外のアクターはすべて国家の領域内において、あるいは国家とのつながりにおいて、位置づけられるとみられた。しかし、交通手段の発達や科学技術の進歩の結果、人、モノ、カネ、情報などが国境を越えてさかんに移動するようになり、国家による規律がこうした越境活動には及びにくくなつた。また、同時に、こうした越境活動を通して、犯罪や公害なども国境を越えて人々の生活を脅かすようになり、一つの国家では対応できない状況が生まれた。こうして人々の生活、安全、健康、環境、文化などを守るには、国際的な対応が必要になったのである。

このような問題の国際化に対して、従来は、二国間ないし複数国間の交渉、協議、協力によって対応してきた。しかし第二次大戦後、とくに1960年代以降は大量破壊兵器とその輸送手段の発達による地球規模の戦争の危機、工業化の侵攻による地球環境の破壊、多国籍企業の世界的展開による

経済・金融の不安定など、問題が地球規模で提起されるようになり、その対応も地球規模で行われなくてはならなくなつた。こうして安全保障、経済開発、環境保全、健康など多くの問題が地球的規模の問題（グローバル・イシュー）として人類の生存を脅かすようになり、それに対する地球規模の対応が求められるようになった。グローバル・ガバナンスは、こうした過去数十年にわたって侵攻してきた国際問題の脱国家化、言い換えると、国際問題の地球化の現象に対応する概念として国際関係の議論の場において用いられ定着してきたのである。グローバル・ガバナンスとは「地球規模の問題に適切に対処する能力」と定義づけている<sup>11</sup>。

## (2) グローバル・ガバナンスの誕生

ベルリンの壁が崩壊し、旧ソ連が消滅した後の世界秩序は、ポスト冷戦をキーワードとして様々な議論が展開された。その中心は、ポスト霸権体制という観点からの議論であったが、どのような国際秩序であるかということには明確な解答はなかった。このような状況の中で1990年代はじめからグローバル化の進展など国際政治の構造的变化を受けて、従来の国家中心的な国際関係に代わる新しい国際秩序としてグローバル・ガバナンスという概念が出現してきた<sup>12</sup>。

グローバル・ガバナンスという言葉が国際社会に広まったのは、1991年4月にスウェーデン政府がThe Stockholm Initiative on Global Security and Governanceという国際賢人グループの報告書を刊行して以来のことであるといわれている。その後、西ドイツの元首相であるブランド (Willy Brandt) の発案で1992年設定されたグローバル・ガバナンス委員会という非政府組織が創設され、*Global Governance*という季刊学術誌 (Lynne Rienner Publishers) も刊行されている<sup>13</sup>。その後、このグローバル・ガバナンス委員会のカールソン (Ingvar Carlsson) スウェーデン首相とランファル (Sir Shridath Surindranath Ranphal) 元英連邦議長

を共同議長とする実務化グループは、世界秩序のビジョンを表明する報告書を提出した<sup>(14)</sup>。この中で1990年以降の世界秩序を示すものとしてグローバル・ガバナンスという言葉を選択し、次のように述べている。

「グローバルなレベルでは、ガバナンスはこれまで基本的には政府間の関係と見なされてきたが、現在では非政府組織（NGO）、市民運動、多国籍企業、および地球規模の資本市場まで含むものと考えるべきである。これらと双方向に作用しあうのが急激に影響力を拡大している全世界的なマスメディアである。」（グローバル・ガバナンス委員会 前掲書 p.29）

この報告書は、必ずしも公的権力によらない緩やかな活動調整の枠組みを前提とし、グローバル・ガバナンスを、単一の世界政府でもなく、原子的国家単位によるアーナーキーでもない、多様な主体による多元的、重層的なネットワークとしての秩序構想を含んでいる。また、この報告書は経済のグローバル化、安全保障上の危機のグローバルな拡大が先行する状況で、その歪みを是正するためのグローバルな政治、社会的な枠組みの認識が背景にある。

### （3）グローバル・ガバナンスの概念

すでに見てきたように現代世界において、グローバリゼーションが全世界におよんでおり、その内容を明確に説明することは困難である。また、それに対応するガバナンスであるグローバル・ガバナンスとは、いかなる内容であるかも明瞭ではない。この点に関して前記横田教授は、i 対象、ii 主体、iii 構成要素、iv 手段の四つの分析評価基準で明快に説明しているのでその内容を紹介したい<sup>(15)</sup>。

第一に、対象となる地球的規模の問題を次のように整理している。

政治的問題——国家間戦争、内戦、破綻国家、テロ、大量破壊兵器、独裁国家、集団殺害、難民、国内避難民。

経済的問題——貧困、世界恐慌、超インフレ、低開発、失業。

社会的問題——人権侵害、社会福祉、健康・衛生、感染症、環境保全、人口。

文化的問題——教育、文化遺産の保護、文化活動の促進、知的財産権の保護。

科学技術的問題——科学技術の推進、度量衡の統一、技術移転、生命遺伝子化学。

以上の問題は、グローバリゼーションが進展する現代の世界においては、いずれも一国では対応することのできないトランクナルな問題であり、国連やその関連機関あるいは地域的国際機構を通して処理される必要がある。

第二は、主体の問題である。世界には統一的世界政府は存在しない。国連やその関連機関も、基本的には国家によって作られ、意思決定がされる。地球的規模の問題と取り組む主体としては、次のようなものがある。

まず、国連を中心とする諸機関や普遍的国際機構がある。具体的には、  
国連の主要機関（総会、安全保障理事会、社会経済理事会など）

国連の補助機関（国連開発計画、国連難民高等弁務官事務所など）

国連の専門機関（ユネスコ、国際労働機関、国際通貨基金など）

次に、地域的国際機構があり、欧州連合、米州連合、アフリカ連合、アジア開発銀行、米州開発銀行、応酬復興開発銀行

さらに、通常の国家または国家の有志連合がある。

また、国際的民間協力団体として非政府組織=NGOや国連事務総長のような個人や、ときには多国籍企業がある。

第三に、構成要素——評価基準の明確化として、次のような六項目を挙げている。

- (i) 効果 (effectiveness) ——ガバナンスは地球的規模の問題に適切に対処することを目的としており、問題が実際に適切に対処されているかどうかを評価の対象とする。
- (ii) 効率 (efficiency) ——出来る限り少ない人的・資金的投入で、出来るだけ大きな成果をあげる。
- (iii) 公平 (equity, fairness) ——費用が関係者で公平に負担され、また、その成果が全ての人に公平に均分されなければならない。
- (iv) 公開 (openness) または透明性 (transparency) ——公開で審議し決定する。
- (v) 民主主義 (democracy) ——国家を単位とする社会における平等な政治的参加の権利を意味する。
- (vi) 責任 (responsibility) ——自己の活動から生じた結果に責任を持ち、説明責任 (accountability) も含まれる。

第四に、手段として、資金、人、技術、物資、軍が必要である。

グローバリゼーションが進む国際社会のなかで、グローバル・ガバナンスは、人類が直面する地球的規模の問題を適切に処理する必要がある。そのためには分析・評価枠組みを提供する前述の対象、主体、構成要素、手段を慎重に検討することが重視される。

#### (4) グローバル・ガバナンス論

グローバル・ガバナンス論についても論者により様々な見解があるが前掲『政治学事典』には、次のように説明されている<sup>16)</sup>。広義には国際関係におけるガバナンス・システム一般を議論するものと、これに規範的な意味を持たせる狭義の議論がある。前者の国際関係におけるガバナンス・システムについて、J. ローズノーとO. チェンピール

(Ernst-Otto Czempiel) らは「政府なきガバナンス (Governance without Government)」という表現で、ガバナンスを政府（ガバメント）と対比させる。ガバナンスを「公式的に認められた憲法や憲章、および間主観的な意味に依存しているルールの体系である」と定義し、結果として得られた秩序ではなく、意図を持って形成された秩序であるという。従来は、国内・国際をとわず、中央政府がなければ効果的なガバナンスは、供給されないと考えられがちであったが、実際には世界政府不在のアーナークーな国際関係でも効果的なガバナンスは提供されてきたという。そのような例として、17世紀以降のウェストファリア体制、相互抑止システム、G7サミットなどが挙げられる。

国際関係におけるガバナンス・システムを国際レジーム論の延長として捉えるのはO. ヤング (Oran R. Young) である。社会関係に関する広い概念として「制度」があり、これは「社会で何がどう行われるかを規定したり、そこに参加する個々人の役割を定めたり、それらの役割を担うもの同士の相互作用を導くもの」と定義する。こうした諸「制度」の一つにガバナンス・システムがあり、それは「ある社会集団のメンバーに共通の関心事について、集団的選択を行うための特別な制度」である。

### 3 安全保障とグローバリゼイション

#### (1) 安全保障の概念

人類の歴史は戦争の歴史であった。戦争は安全保障 (security) の問われる究極の事態である。したがって、安全保障に対する人類の関心も、人類・戦争の歴史と共に古くなることになる。やがて、国家が成立すると、国家間の戦争が戦争の主要な形態となり、国家安全保障 (national security) は人類の主要な関心事となつた。

安全保障という概念が政策上あるいは学問上で定着したのは、第一

次世界大戦後であるといわれている。ここで安全保障の概念について簡単にふれておきたい。

安全保障の語源的概念は、ラテン語のsecuritatまたはsecuritasからきており、それらはともにsecurasという言葉から発生しているという。Seとは、free from（～からの自由）を意味し、curusとは、care（不安、心配）を意味する。不安、心配からの自由ということがセキュリティ本来の意味とすると、このような不安や心配を分析してみることがセキュリティの実質的な意味内容を解明することとなる。

『ウェブスターの辞典』では「安全であることの性質または状態」(the quality or state of being secure)として、「危険や恐怖や苦悩や心配などから自由であること」、すなわち不安定な状態から解放されて、少なくとも安全であることをいう。さらに、この言葉には「義務の履行を確実ならしめるための保障や保証人」という意味もある。また、法律用語としてのsecurityには、単に安全という意味以外に、安全を確保するための手段として保障、担保、抵当の意味に使われている。この言葉が、保安、治安、防衛、国家の安全保障などに絡んだ言葉として確率されてきたといえよう。

アメリカでは、このsecurityという言葉はすでに建国期において論じられている。合衆国憲法の法案の批准を推進するために執筆された『ザ・フェデラリスト』(The Federalist) の第4編、第41編に安全保障についての論文がある。いずれも外国からの脅威に対するアメリカの安全を確保することを論じている。前者では、アメリカ人の安全は、単にアメリカ人が他国に戦争の正当な原因を与えぬよう自重することに依存しているだけでなく、他国の敵意や軽蔑を招くことのないような立場をまもることであるとしている。さらに、後者では外国からの危険に対する保障として、政府の権限を明確にし、連邦議会に宣戦布告権、および陸海軍の維持権、民兵の統制権と召集権など、いわゆるアメリカ憲法における戦争権限(War Powers)、課税権、起債権などを与えることが必要であると主張している。

その後アメリカでは、安全保障という言葉は、national securityとして外交と軍事の関係を探求する分野となっている<sup>17)</sup>。

## (2) 安全保障研究の流れ

19世紀には、ヨーロッパの大国間で複雑な勢力均衡 (balance of power) が維持され、大規模な国家戦争は回避されてきたが、ナショナリズムの高揚、民主主義の発展、科学技術の進歩などによって、それが機能不全を起こした。そこで、第一次大戦後に設立された国際連盟は、集団安全保障 (collective security) を通じて、平和の維持を図った。集団で侵略行為を制裁するという発想である。勢力均衡がパワーの分散によって安定を求めたのに対して、集団安全保障はその集中によって平和を実現しようとしたのである。この国際連盟の成立後の安全保障の概念は国際政治において市民権を得たといわれた。しかし、この国際連盟は、第二次世界大戦の勃発を阻止することが出来なかつた。第二次大戦は、第一次世界大戦をはるかに上回る総力戦であり、文字通りグローバルな戦争であった。

第二次大戦後は、アメリカを中心とする自由主義陣営とソ連を中心とする共産主義陣営の対立が深刻化し、両国間のイデオロギー競争の側面も有していた。米ソ間で直接の武力衝突は回避されたが、両陣営の対立いわゆる冷戦 (cold war) が半世紀以上も続いた。

第2次大戦後、国際政治学が政治学の一研究分野として自立的市民権を確立して以降の安全保障研究の流れを、早稲田大学の山本武彦教授は、次のような三つの流れに分析している<sup>18)</sup>。

第1は、古典派といわれるもので、第一義的な研究関心は、国家の生存、なかんずく他国（もしくは同盟のような複数の国家）との武力闘争（戦争）にいかにして生き残るかに向けられてきた。核戦略論や軍備管理論がその中心的課題である。しかし、1970年代のエネルギー危機に際し、経済的安全保障論やエネルギー安全保障論、さらに食料安全保障論を研究対象

として重視する新傾向があらわれ、いわば安全保障研究における新古典派の台頭ともいえる流れを形作っている。

第2は、1970年代以降に登場した相互依存論や脱国家間関係(transnational relations)論で、国家以外の行為主体の影響力の増大に着目し、安全保障研究に新機軸を開くことになる近代派である。非国家的行為主体の安全保障現象に及ぼす影響力の大きさや国内要因の重要性を強調している。

第3は、脱近代派(ポストモダン)といわれ、安全保障現象に関わる人間的諸要素や、社会的諸力など「非国家的なるもの」と思われる要素を研究分野に取り組んでいる。同教授の言葉を借りれば「あえて要約するなら、それは平和研究の枠組みの中に包括されようか。一つには、安全保障現象に関わる人間的諸要素や社会的勢力を特に重視する点で通底しており」、と述べさらに「人間の安全保障」論もカバーするという。

### (3) グローバリゼイションと安全保障

冷戦時代は、米ソあるいは東西両陣営間の核兵器の応酬を含む正面衝突の危機をいかに防ぐかが、国際政治における安全保障の主要な課題であった。また、冷戦の終焉の前から、テロリズム、人口爆発、移民、難民、食料、エネルギー、地球環境、エイズその他の感染症、麻薬、国際組織犯罪、核・化学・生物兵器などの大量破壊兵器の拡散、国際金融資システムの動揺、情報・通信システムのセキュリティといった諸々の問題がグローバル・イッシュとして、国際社会の注目を引いてきた<sup>(19)</sup>。

冷戦期における伝統的な安全保障の問題に含まれるものには、戦争と和平、特に大国間の力のバランスと同盟関係、帝国主義、無くてはならない原料へのアクセス・貿易・投資・通貨などの国際的な経済関係、国際法、国際制度などがある。いわゆる新しい課題に含まれるものには、技術の発達とともに現れた問題、たとえば生産過程が環境にもたらす影響や、バイオテクノロジーによって大量破壊兵器が入手可能になることや、外国の内

戦や人権といった、以前は国家があまり気にかけなかった問題であった。

国際政治学における安全保障論の分野で代表的な学術誌である1976年発行された*International Security*の第1号に、国際安全保障の定義が次のように示されており、その後の指針となっている。

「国家は、軍事力、経済力、政府の安定性という伝統的なものではなく、エネルギーの供給、化学と技術、食料、天然資源など、以前はあまり中心的ではなかった能力によっても安全保障を定義するようになっている……現在、世界的な相互依存によって、貿易、テロ、軍需品、環境といった国家を超えた懸念が、繁栄する社会の安全を考えるときの重大な要素となっている……国際安全保障には、国民国家制度の構造と国民の主権に直接的に関係するこれらすべての要因が含まれ、とりわけ重要なのが力の使用、脅威、管理である」(*International Security* Vol.1, No.1 1976 p.2 邦訳 ジョセフ・ナイ『グローバル化で世界はどう変わるか』嶋本恵美訳 英治出版2004年 p.102)。

要するに、伝統的な安全保障の問題で重要なことは、国家の存続、主権、権力、繁栄でありこれらの利益を守り、促進することにある。

しかし、冷戦の終焉と共に、人類の破滅を招く核の全面戦争の脅威は遠のき、地域紛争や内戦、民族紛争などに、安全保障上の関心が移った。これらの問題は冷戦期にも存在する問題であったが、冷戦のプリズムを通して問題が処理されてきた。しかし、冷戦後は、それらが独自の原因とメカニズムをもつものとして、あらためて考察の対象となった<sup>20</sup>。

安全保障の問題は、冷戦期において個別的なものにせよ、集団的なものにせよ、軍事的意味合いのものに限定されていたが、冷戦末期には米ソ協調、国際関係における相互依存の強化、経済のボーダレス化、情報・通信革命などによって、securityの概念も拡大され、非軍事的因素が含まれるようになった。さらに、核戦争の不安も消えポスト冷戦期にあっては、地域紛争の根本原因である貧困、人口爆発、低開発、女性の地位問題、地球

規模での開発・環境問題など、いわゆる「人間の安全保障（ヒューマン・セキュリティ）」問題が「地球規模の安全保障（グローバル・セキュリティ）」問題として、国際社会に承認されるようになった<sup>(21)</sup>。

この地球規模の安全保障問題の特徴として、次の3点があげられる。

第1に、安全を保障する領域が国境を越えて全地球に広がったこと

第2に、守るべき価値（国際公共財という言葉が同時に登場した）が多様化したこと

第3に、取り組むべき手段が武力だけでなく多様な非軍事的手段が含まれること

このグローバル・セキュリティの中心的課題が、次節でふれる人間の安全保障問題であり、それを誰が守るのかが今後の最大の課題となっている。

## 4 人間の安全保障とグローバル・ガバナンス

### (1) 新しい安全保障——人間の安全保障の概念

半世紀前に、物理学者アインシュタイン（Albert Einstein）は、核エネルギーの発見の意味を彼独特の簡潔な言い回しで「何もかもが変わった」と表現した。彼は続けて次のように予言した。「私たちが根本的に考え方を変えない限り人類は生き残れない。」原子爆弾が投下されて広島と長崎は大被害を受けたが人類は生き残った。どうしたら世界的な核の惨事を防げるか、という難問の、最初の重大な試練を通り抜けた。しかしそれから半世紀以上たった今、私たちは改めて考え方を根底から変える必要に迫られている。核の安全保障から「人間の安全保障」へと頭を切り替えなくてはならないからである<sup>(22)</sup>。

第二次大戦後、人間の安全を正面切って提示されたものとして、国連憲章と日本国憲法を紹介しよう。

1945年発行した国際連合憲章の前文では、次のように規定されている。

「われら連合国の人々は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各國の同権とに関する信念を改めて確認し、……善良な隣人として互いに平和に生活し、国際の平和及び安全保を維持するためにわれらの力を合わせ……これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。」

1946年に公布された日本国憲法の前文では次のように規定している。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

以上の規定から、第二次大戦という人類史において未曾有の死者（約6000万人）を出した総力戦で、日本もアジアの近隣諸国の人々と自國の人々に膨大な数の生命を犠牲にしたことに対する深い反省を読みとることが出来る。さらに、全世界の人々が暴力と貧困から自由になることを目指すことが、戦争という負の遺産のうえに改めて確認されたものといえよう。

国際社会は、これまで新しい課題に直面しそれを解決することを求められると、問題意識を共有するネットワークを作り、新しい政策概念を形成することによって事態を開拓しようとしてきた。冷戦末期における次のような例をあげることができる。

第1に、1972年には「ローマ・クラブ」により「成長の限界」という概念が打ち出され、経済成長とその他様々な問題が関連していること、政策当事者がそのことを政策立案の一部に組み込むべきことが主張された。

第2に、1982年には「軍縮と安全保障に関する独立委員会」=パルメ委員会が、「共通の安全保障」との概念を提唱し、国家間の相互依存関係を明らかにした。

第3に、1987年に「プラントラント委員会」は、初めて「持続可能な開発」という概念を打ち出し、国際社会が環境と開発を結びつけた取り組みを行う必要性を明らかにした。

戦後半世紀以上がたって、恐怖と欠乏からの自由が、人間の安全保障という言葉で国際社会、とりわけ日米欧の対外政策および援助政策や国際政治の議論において再び論じられるようになった。その背景には、冷戦という南北の地域を戦場とした東西対立の終焉と切り離して考えることはできない。さらに、冷戦の終焉が1980年末以来確実になった直後、このポスト冷戦期の世界は、経済のグローバル化のなかでしか各国の展望はもはや描けないという単一のシナリオが支配的となった。すなわち、市場経済原理の大幅な導入と自由権に立った民主主義の実践によって、繁栄と平和が地球規模で実現するというバラ色のポスト冷戦世界秩序のシナリオが、冷戦を乗りきった日米欧で広く共有されるようになった<sup>23)</sup>。

すでに述べてきたように、冷戦後のグローバル化した世界においては、何らかの新しい政策概念が必要との認識を国際社会に浸透させることとなった。その一つとして「人間の安全保障」問題がある。

国連開発計画（UNDP）は1990年から「人間開発報告」を毎年発表するようになった。人間開発、すなわち個々人の能力と選択の自由度が高まることの追求は、従来の経済発展や社会開発とは異なった観点を冷戦後の国際社会に持ち込んだ。この考え方を国際社会の問題に拡大し、一般の人々にとっての選択の自由と将来についての安心感に結びつけて、その保障こそが人間開発に繋がるという主張を1993年の報告書で提起し、翌94年の報告で展開した。これが国連による「人間の安全保障」の提唱である<sup>24)</sup>。

同報告書では、人間の安全保障は、冷戦下の伝統的な国家の安全保障に

対する対抗的包括概念であり、次の二点を重視している。第一に、領土の偏重の安全保障よりも人間を重視し、第二に軍備による安全保障よりも「持続可能な人間開発」を重視するとしている。さらに、その概念の特徴として、次の四点を挙げている。

- (i) 従来の南北関係を超えて提起される世界共通性
- (ii) 国境でくい止めることのできない危険を生む相互依存性
- (iii) 諸問題を生じる前に対処しておく早期予防
- (iv) 人権を拡充し、保障していく人間中心性

その対象としては、主として次の七分野を具体的に挙げている。

- ・経済の安全保障
- ・食料の安全保障
- ・健康の安全保障
- ・環境の安全保障
- ・個人の安全保障
- ・地域社会の安全保障
- ・政治の安全保障

以上のような分類された人間の安全保障概念は、極めて包括的で厳密な分析とはいえないようである。

人間の安全保障という用語は、学会や、マスコミでは頻繁に使用されている。この概念を早くから精力的に広め、推進したのが1987年にノーベル平和賞の受賞者であるコスタリカの元大統領オスカル・アリアス・サンチエス (Oscar Arias Sanchez) である。同大統領は、1994年の10月12日東京で開催された「軍縮問題を考えるエコノミストの会 (ECAAR)」の第二回シンポジウムで、「人間のための安全保障」を、次のように紹介している。

「われわれは、一つの隣組、一つの村に生きています。……私がいう村とは、我々の住む地球です。…この村の安全保障とは全人類の安全

保障にほかならないのです。われわれの村の安全保障は連帶責任でもあるのです。……

人間の安全保障はわれわれ共通の関心事です。これを理解するには、全世界的な視点に立つ必要があります。……これが人間の安全保障と他国に対する経済的・軍事的霸権を優先させる国家的安全保障の概念との多くの相違点の一つです。………

地球規模の近隣社会では各個が考えうるあらゆる目的のために協力しあわなければなりません。…平和と秩序の維持、経済活動の拡大、汚染拡大の回避、地球温暖化の防止、伝染病の征圧、軍縮と非核化の促進、砂漠化の抑制、汚職の撲滅、生物多様性の保護、テロリズムとの闘い、経済不況の阻止、麻薬の取り締まりなどリストはつきません。

……

最後にわれわれは、集団安全保障の概念を再検討すべきです。……国際的な平和と安全保障を、国家と国境の安全保障にとどまらず人間の尊厳の防衛として捉える新しい視点から、このシステムを見直す必要があります」(<http://www.asiawide.or.jp/ecaar/symposium/s94/hajimeni.htm> 同内容については、「地球規模の安全保障が人類を救う」(中尾光昭訳)『エコノミスト』第72巻第44号1994年10月18日号p.64-67、および吉田 前掲書 p.171-172参照)。

ここでアリアス氏が、「安全保障の非軍事化」を唱えながら、国家と国境を超えた「人間の尊厳の防衛」に主眼をおき「正義の防衛」という人間の安全保障を提唱している点は注目される<sup>25</sup>。

日本政府は、外交の基本理念の一つとしてその重要性を認識し、アジア危機支援を超えて、地雷問題の対応や、難民支援にも同概念を外交政策の土台として用いるようになった。人間の安全保障は、現在日本外交の柱の一つになっている。日本政府が『外交青書』の中で地球規模問題への対応を、よりよい地球社会の実現に向けた取り組みと捉えなおしたのが1997年

であり（外務省『外交青書』199第1部 平成9年版 p.4-5），それをさらに「人間の安全保障」と包括的に括ったのが1999年である。

2000年の国連ミレニアム・サミットにおける総会で、森喜朗首相は「人間の安全保障に関する国際委員会」の設立を呼びかけた。その後この提案は、アナン国連事務総長の支持を受け、世界各国からの参加者を得て、「人間の安全保障委員会」として実現した。同委員会は2003年に最終報告書「*Human Security Now*」（邦文『安全保障の今日的課題——人間の安全保障委員会報告書』 朝日新聞社 2003年）をアナン事務総長に提出した。

同報告書は、人間の安全保障を「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、全ての人の自由と可能性を実現すること」と明確に定義すると共に、「人間の安全保障」と国家の安全保障、人権、人間開発等既存の概念との関係を明らかにした。

## (2) 人間の安全が脅かされる状況

人間は、国家に対して銃、安全、繁栄（厚生）を求めるわけであるが、主権国家の内実の変化や、国家の対処能力を超えた脅威の出現によって、国家による安全保障が必ずしも十分に機能しなくなり、他の手段や他の主体による安全保障が必要となる。人間の安全保障が問題化する状況を筑波大学教授の赤根谷達雄氏は、次の四つの異なる場面に整理をしている<sup>26)</sup>。

第一に、国家間の戦争や武力紛争である。人間の安全が最も大規模な脅威に直面するのは、国家間の武力紛争である。したがって、国家間に相互不信があり、戦争の危険性が無くならない限り、国家安全保障は人間の安全の基盤であるとしている。国家の安全を守ることによって国民の安全が確保される。

第二に、国家の崩壊と国内紛争である。今日の世界では古典的な意味での国家間の戦争の頻度は減少したが、国内紛争が増加している。1970年以降多数の内戦が発生し、多数の難民および国内避難民を出している。

第三に、国家による人権蹂躪である。国家の中央権力の過剰介入により大量虐殺がある。戦前のナチス・ドイツによるユダヤ人虐殺は、その極端な例である。また最近では、コソボ自治州の要求に対する大規模な政府による抑圧に対し、国際社会による人道的介入が行われた。

第四に、国境横断的な犯罪や環境問題などがある。環境や生態系の破壊、感染症による死者の増加、国際テロなど国境を越えた地球規模の問題や経済のグローバリゼーションによる経済金融危機や多数の失業者が出現している。

前述のように、「人間の安全」が脅かされる状況を前記赤根谷教授は、四つの場面に整理し、さらに、各状況の複合的なガバナンスとして次のように整理している<sup>22</sup>。

先に述べている第二の状況と第三の状況は、国家が人々の安全を守れない状況であり、第四は国家を超えた原因に根ざすために一国の枠では対応できない問題群である。そのため双方とも伝統的な国家安全保障の枠組みでは十分ではない。第四においては、一国家が単独では問題解決ができないために政府以外の主体が参画するグローバル・ガバナンスが求められる。第二と第三の場合には、短中期的には、国際社会の関与が必要とされるが、長期的には国際社会の支援から自立し、政府としての能力向上、地方の政治制度や市民社会の強化に向けられている。

ここでのガバナンスとは、人間の安全保障に関わる複数の領域を包括して扱い、そのなかで新たな規範的な基準を創出し、その下で活動を再編成していく継続的プロセスであるという。問題領域によって濃淡はあるものの、国際機構、地域的国家集団、国家、非政府主体、企業が重層的に統治に関わり、外発的のみでなく、内発的アプローチも必要とされるという二重の意味で、「複合的」ガバナンスであるという。

### (3) 人間の安全保障と国連主導によるグローバル・ガバナンス

前記人間の安全保障委員会は「人間の安全保障」に関する世界規模の取り組み、すなわち「人間の安全保障グローバル・イニシアティヴ」を立ち上げ、国内・国家・地域・国際社会のすべての段階と局面で「人間の安全保障」を最優先事項にすることを提案している。この取り組みの目標は、紛争を予防し人権と開発を促進することであり、人々と社会を保護しまたその能力を強化することであり、さらに、民主主義の原則を深めこれを実践していくことでもある。こうした取り組みを通じ「人間の安全保障」の文化と枠組みを育くもうとしている。

同委員会は「人間の安全保障」をあらゆる分野で進めるために、次のような項目を掲げている<sup>28</sup>。

- ・暴力を伴う紛争下にある人々を保護する。
- ・武器の拡散から人々を保護する。
- ・移動する人々の「人間の安全保障」を確保する。
- ・紛争後の状況下で「人間の安全保障移行基金」を設立する。
- ・極度の貧困に苦しむ人々が恩恵に与るよう公正な貿易と市場の発展を支援する。
- ・普遍的な最低生活水準を実現するための努力を行う。
- ・基礎保健医療の完全普及実現にこれまで以上に高い優先度を与える
- ・特許権に関する効率的かつ衡平な国際システムを構築する。
- ・基礎教育の完全普及によってすべての人々の能力を強化する。
- ・個人が多様な集団に属し多様なアイデンティティーを有する自由を尊重すると同時にこの地球に生きる人間としてアイデンティティーの必要性を明確にする（人間の安全保障委員会 前掲書 p.248）。

このような課題の一つひとつに取り組むうえで、主要な役割を担う人々が互いに連携し、こうした連携に支持が与えられる必要がある。すなわち、規範を形作り一体化した活動に着手し、その進捗と実績を評価できるよう

な公的機関・私的機関・市民社会の活動主体がネットワークで結ばれる必要がある。長期にわたり解消されない不平等や安全の欠如を克服するためには、これらの組織・団体の取り組みや実践の成功例が相互に結びつけられる必要がある。こうした努力が最終的に目指すのは、国家を超えた水平な連携が力を得ることにより、これまでの国家や制度の垂直行動・縦割り行動を補うことである。そしてその運営においてインターネットは大きな役割を果たし、「人間の安全保障」に関する国際世論に大きな声を与えることになる。

### むすびにかえて

9・11米同時多発テロ事件の衝撃は、国際社会にテロをはじめとする「新たな脅威」への対応を強く迫ることとなった。しかし、それと共に国際社会に衝撃を与えたのが、同事件に対するアメリカの対応であった。ブッシュ大統領は就任以来、単独行動主義外交を強めていたが、同事件後、強大な軍事力をもってアフガニスタンやイラクに対する先制攻撃戦略をとった。この対テロ戦争を開始したアメリカの対応は「新たな脅威」に対する一つの答えであった。これは武力行使を制限してきた国際規範を搖るがせるものであった。今日の国際社会の平和と安全を脅かす「新たな脅威」は、今後さらに新たな脅威を呼び起こすことになるであろう。このような脅威に対しいかに対応すべきかは、今後の国際社会の安定にとって重要な課題となっている。

「新たな脅威」を含む「人間の安全保障」に対し、いかなるグローバル・ガバナンスの構築が必要であろうか。こうした問題意識のもとに総合研究開発機構（NIRA）は、多様化しグローバル化する「新たな脅威」に対応していくための方途について多面的・多層的な研究がなされている。同開発機構の報告書において、次のような点が今後の人間の安全保障問題をグ

ローバル・ガバナンスから考えるうえで重要であると思われる<sup>29</sup>。

第一に、多様化し、グローバル化する今日の「新たな脅威」に対応していくためには、軍事力だけでなく、人間の安全保障を始め、非軍事的な対応を含めた包括的安全保障体制が必要である。また、国連、アメリカ、EU、市民社会など多様なアクター間の連携強化が必要であり、それらに対応した国連システムへの変革が必要である。

第二に、グローバル・ガバナンスにおいては、圧倒的な軍事力を持つアメリカと、正当性を持つ国連との協力が不可欠である。グローバル・ガバナンスにとり不可欠な権威と権力の基盤として、相互に協力していくことの重要性を認識した上での変革がアメリカにも国連にも求められるべきであろう。

第三に、国際社会の連携協力を支える上でも、アフガニスタンやイラクでのローカルな活動を支える上でも、国連の正当性の確立が不可欠である。そのためには拒否権の問題をはじめとする安全保障理事会の改革だけでなく、市民社会や現地社会を政策決定過程に取り組んでいくことなど、新たな状況に即した幅広い改革が必要である。また、平和構築や復興支援、経済制裁など、国連がかつてないほど大きな経済的利害にかかわる活動が増えている中で、国連のガバナンスの向上が求められている。

第四に、国連中心主義をとりつつ対米協力を実行しているEUは、今後の日本が国連と対米協力とのバランスをとる上で、アジアにおける地域協力を人間の安全保障を核に進めていくことが重要である。なかでも日本の経験を生かせる分野として、環境、軍縮などに対する技術開発や技術移転、地震や津波などの大規模自然災害に対する早期警報や緊急支援体制の整備を重視すべきであろう。

さいごに、人間の安全保障問題をグローバル・ガバナンスにおける国際政治と国内政治の視点からふれておきたい。

グローバル化時代においては、国内政治と国際政治が相互に作用する問

題が多い。国内的問題が国際的に関連し、国際的な問題が国内的な問題に関係する。この国際的＝インターナショナル（international）という言葉と国内的＝ドメスティック（domestic）という言葉を相互乗り入れさせ、インターメスティック（intermestic）という国産の新造語を国弘正雄元国際商科大学教授は提案している（『インターメスティック・エイジ』創世記 1978年）。グローバル化時代における人間の安全保障の問題は、まさにこの“インターメスティック”問題である。これをいかに解決するかがグローバル・ガバナンスの問題といえよう。

グローバル化時代におけるガバナンスが「グッド・ガバナンス」であるためには多角的な要因からの分析評価が必要かと思われる。このような問題に関して東京大学の猪口孝教授は、アジアとヨーロッパの主要国における国内政治問題や国際政治問題を市民の信頼からみた注目すべき詳細な分析をしている。同教授は「グローバリゼイションはよいガバナンスをもたらすか」という論文（日本政治学会編『年報政治学』2003年岩波書店）の中で、アジアでは国際組織に対する信頼はヨーロッパにおけるより弱く、西ヨーロッパでは政治や安全保障に関わる組織に対する信頼が強いと分析し、さらに次のように述べている。

「グローバリゼイションは、国内的政治制度への信頼を減退させやすいことを示し、さらに国際的制度のなかでもとりわけ民主的制度にたいし信頼が損なわれやすいことは、良いガバナンスを強化する視点からは憂慮をさそう」（同誌 p.215）とグローバル・ガバナンスの構築が如何に困難なことであるかを分析している。グローバル化時代におけるガバナンスの問題を考察した著作論文は他にもあり、特にアジアにおけるガバナンスの研究に注目されるものがある<sup>⑩</sup>。

グローバル化時代における人間の安全保障のグッド・ガバナンスは、いわゆる「インターメスティック」な問題であり、国際的な問題と国内的な問題が相互に共働して実行され、解決されるものである。それは国内的需

要と外部からの供給があって可能となるのである<sup>(3)</sup>。

最後になるが、人間の安全保障が目的とするところは、人間がどこで生活していくよりも身体の安全を確保することである。そのために、法的支配のある国境という枠を超えてグローバルな世界で、真に人間が安全に生きるためのガバナンスが不可欠である。

【注】

- (1) 信夫隆司「ガバナンスと国際政治理論」『総合政策』第1巻第3号（1999年）p.316  
(James N. Rosenau, *Along the Domestic-Foreign Frontier: Exploring Governance in a Turbulent World*, Cambridge: Cambridge University Press)
- (2) 信夫 前掲論文 p.316
- (3) 中井愛子「グローバル・ガバナンスと国際政治理論」『法学新報』第110巻3・4号  
2003年8月 p.657
- (4) 碓氷尊「グローバル・ガバナンスとパブリック・ディプロマシー」*Japan Negotiation Journal* Vol.13, No.2 (2003) p.19
- (5) 総合研究開発機構『ガバナンス改革の総合戦略』(NIRA研究報告書) 総合開発研究機構 2005年 p.9
- (6) 猪口孝 他編『政治学事典』弘文堂 2000年 p.270
- (7) 信夫 前掲論文 p.316
- (8) J. C. リュアノ＝ボルバラン, S. アルマン『グローバリゼーションの基礎知識』(杉村昌昭訳) 作品社 2004年 p.10 (Sylvan Allemand, Jean Claude Ruand-Borbalan, *LA MONDIALISATION, LE CAVALIER BLEU*)
- (9) ボルバラン 前掲書 p.16
- (10) 前掲『政治学事典』 p.268
- (11) 総合研究開発機構・横山洋三 他編『グローバル・ガバナンス』日本評論社 2006年 p.3-4
- (12) 野林健 他編『国際政治経済学入門』有斐閣 2003年 p.55-6
- (13) 碓氷 前掲論文 p.19
- (14) 野林 前掲書 p.56
- (15) 横田 前掲書 p.4-6
- (16) 前掲『政治学事典』 p.270
- (17) 斎藤眞他訳『ザ・フェデラリスト』福村出版 1985年 p.15及び p.199

尚、アメリカの戦争権限については、宮脇岑生『現代アメリカの外交と政軍関係』  
流通経済大学出版会 2006年 参照。

- (18) 山本武彦編『国際安全保障の新展開』早稲田大学出版部 1999年 p. ii - vi
- (19) 赤根谷達雄『新しい安全保障論の視座』亜紀書房 2001年 p.68
- (20) 赤根谷 前掲書 p.68
- (21) 吉田康彦『病める国連一何をどう改革すべきか』文芸春秋 1996年 p.164- 6
- (22) 国連開発計画（UNDP）『人間開発報告書1994年』国際協力出版会 1994年 p.22
- (23) 勝俣誠編『グローバル化と人間の安全保障』日本経済新聞社 2001年 p.3
- (24) 国連開発計画 前掲書
- (25) 吉田 前掲書 p.172
- (26) 赤根谷 前掲書 p.122-131
- (27) 同上書 p.131-132
- (28) 人間の安全保障委員会 前掲書 p.245-248
- (29) 平井照水「グローバル・ガバナンス」『NIRA NEWS』March, 2006 p.2) その他に、  
勝俣前掲書、東海大学平和戦略国際研究所編『21世紀の人間の安全保障』東海大学  
出版会2005年などがある。
- (30) 下村恭民編『アジアのガバナンス』(有斐閣2006年)では、ガバナンス概念を多くの途上国の現実をふまえて吟味した論文集であり、グッド・ガバナンスには途上国社会の歴史・文化が育んできた長所・強みを掘り起こして活用することが重要であると指摘している。
- (31) フランシス・フクヤマ教授は『State Building-Governance and World Order in the 21<sup>st</sup> Century』Cornel University Press Ithaca, New York, 2004においてグッド・ガバナンス、良い制度に対して国・地域の内部に強い需要がない限り、外からそれを供給することは不可能であり、また望ましいことではないと述べている。さらに、とりわけ改革されるべき分野が、民主的政治体制であったり社会構造である場合、経営運営のあり方以上にその国の中から内発的に出てくる改革に、機運・努力や歴史的に形成された社会や文化的背景に対する深い理解なしに画一的な処方箋や良い制度を押しつけることは、困難ないし不可能であると指摘している（原洋之助氏の前掲『アジアのガバナンス』の書評における紹介）。

### 【参考文献】

- (1) 勝俣誠編『グローバル化と人間の安全保障』日本経済新聞社 2001年
- (2) グローバル・ガバナンス委員会（京都フォーラム監訳）『地球リーダーシップ——

新しい世界秩序をめざして』 NHK出版 1995年 p.28-29 (Commission on Global Governance, *Our Global Neighbourhood: The Report of the Commission on Global Governance*, Oxford: Oxford University, 1995)

- (3) 国連開発計画 (UNDP) 『人間開発報告書1990年……2007年』 国際協力出版会 とともに『人間の安全保障』(1994年), 『グローバリゼイションと人間開発』(1999年), 『ガバナンスと人間開発』(2002年) が参考となる。
- (4) 総合研究開発機構・横山洋三他編『グローバル・ガバナンス』 日本評論社 2006年
- (5) 人間の安全保障委員会「*Human Security Now*」(邦文「安全保障の今日的課題——人間の安全保障委員会報告書」 朝日新聞社 2003年